平成２１年（フ）第８５３号
岡山市北区吉備津1552番地２
債務者　熊代　晴美（旧姓江見）
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７１号
岡山市南区万倍176番地５　シャンポール万倍Ｂ―101
債務者　宮田　和幸
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４４号
岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘３丁目１番地62　山本茂樹方、住民票上の住所岡山市中区原尾島２丁目４番35号　両備グレースマンション原尾島北館403号
債務者　山本　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０１４号
横浜市金沢区釜利谷東６丁目５番23号　セゾンモリＡ102
債務者　石渡　広司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０７３号
横浜市青葉区若草台１番地22　オランジュ105
債務者　水澤　勇治
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１３９号
横浜市瀬谷区三ツ境170番地22　藤井荘Ｂ―２
債務者　富田　政夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９５号
青森市筒井２丁目17番６号
債務者　高橋　ツグ
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
青森市大字浪館字志田４番地２
債務者　三上　拓宏
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
青森市大字駒込字前田15番地19
債務者　和田　直美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２０号
青森市千刈４丁目13番16号　千刈ハイツ103号
債務者　木村　亮子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０３号
釧路市芦野５丁目26番13号
債務者　前田マリアエルマフェンテス
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３３号
釧路市鳥取北７丁目７番16号　浜野マンション
債務者　立松　和雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３３４号
釧路市鳥取北７丁目７番16号　浜野マンション
債務者　立松　信子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３４９号
釧路市興津１丁目５番144号　こうよう１―144号
債務者　伊丹　千明（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３５９号
釧路市中島町14番23号
債務者　佐藤　大地
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所